

画像機器基準－第2段階策定
関係者会議(2007年12月11日)

第2段階基準策定に向けたEPAの意向について (EPAの発表資料より)

▪ **第2段階の策定について**

発効日：2009年4月1日

検討事項：第2段階のTEC基準値

大判OM製品および郵便機械に対する第2段階待機時(スタンバイ)基準値

(基準値は、適合および非適合製品のデータを検討して策定する)

その他

▪ **外部電源装置(EPS)について**

現在：画像機器の第1段階基準のもと適合となるためには、外部電源装置を使用する画像製品は、ENERGY STAR 外部電源装置の第1段階基準も満たさなければならない。

2008年7月：外部電源装置の第2段階要件の発効予定日

外部電源装置を使用する画像製品は、外部電源装置の第1段階基準を用いて、適合となる予定。

2009年4月：画像機器の第2段階基準のもと適合となるためには、外部電源装置を使用する画像製品は、外部電源装置の第2段階要件を満たさなければならない。

▪ **新たな製品技術について**

以下の内容について意見を求める

- 今後普及すると思われる新技術
- 新技術を用いた製品の消費電力
- 試験方法修正の必要性

▪ **両面印刷要件について**

両面印刷要件が適用される製品速度は、該当製品種類(TECが適用されるプリンタ、複写機、複合機。カラーおよびモノクロ製品)に対して変更すべきか意見を求める。

▪ **復帰/初期設定移行時間要件について**

第1段階に含まれてない復帰時間要件を第2段階において再検討する

(復帰時間の長い製品の場合、電力管理が実行不可になっている可能性が高いことを懸念)

▪ **今後の予定(部分抜粋)**

- 欧州のEUP規格を検討し、ENERGY STARへの影響を調査する(EPA)
- 2008年1月11日までに非適合製品データの提出する(業界)
- 普及率を含めた両面要件に関するデータを検討する(EPA)
- 外部電源装置基準の発効日を検討する(EPA)
- IEC62301を参照し、ENERGY STARにおける待機時(スタンバイ)の定義修正の必要性を検討する(EPA)
- 適合製品データを基に復帰時間について調査する(EPA)
- 米国および米国以外の国・地域におけるラベル要件を明らかにする(EPA)

■ **基準発効までのスケジュール**

2007年11月	画像機器基準の第2段階策定を公表
2007年12月11日	オンライン関係者会議
2008年1月11日	非適合製品データの提出期限
2008年1月16日	第2段階基準に関する意見の提出期限
2008年2月	第1草案の配布
2008年3月	関係者会議（第1草案について）
2008年5月	第2草案の配布
2008年6月	関係者会議（第2草案について）
2008年7月	確定草案
2009年4月	第2段階基準の発効